

議案第90号

養父市給水条例の一部を改正する条例の制定について

養父市給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月4日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市給水条例の一部を改正する条例

養父市給水条例（平成16年養父市条例第266号）の一部を次のように改正する。

第22条中「合計額に100分の108を乗じて得た額」を「合計額並びにその額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行し、令和元年11月分料金（令和元年10月検針から令和元年11月検針までの水量）から適用する。

議案第90号 養父市給水条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(料金)</p> <p>第22条 料金は、別表第1により算出した金額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。</p>	<p>(料金)</p> <p>第22条 料金は、別表第1により算出した金額の合計額並びにその額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。</p>